『山公啓事』にみえる貴族の自律性

渡邉義浩

はじめに

中心にまとめたものである。著作成立の経緯について、に、武帝司馬炎に奏上した「啓」を、題目(人物評価)をと称された山濤が、西晉の吏部尚書などで行った人事の際と称された山濤が、西晉の吏部尚書などで行った人事の際

『晉書』巻四十二山濤傳は

めて曰く、「夫れ人を用ふるは惟だ才のみにし、疎遠或ひと之を帝に譖る。故に帝 手づから詔して濤を戒然る後に顯らかに奏し、帝が意の先と爲さんと欲する然る後に顯らかに奏し、帝が意の先と爲さんと欲する然の後に顯らかに奏し、帝が意の先と爲さんと欲する然る後に顯らかに奏し、帝が意の先と爲さんと欲するので曰く、「夫れ人を用ふるは惟だ才のみにし、疎遠めて曰く、「夫れ人を用ふるは惟だ才のみにし、疎遠めて曰く、「夫れ人を用ふるは惟だ才のみにし、疎遠めて曰く、「夫れ人を用ふるは惟だ才のみにし、疎遠めて曰く、「夫れ人を用ふるは惟だ才のみにし、疎遠めて曰く、「夫れ人を用ふるは惟だ才のみにし、疎遠めて曰く、「夫れ人を用ふるは惟だ才のみにし、疎遠

卑賤を遺さざれば、天下 便ち化す」と。

而るに濤と

されるが、その作者は記載されない。「山公」と敬称を用

奏して甄拔する所の人物に、各〻題目を爲る。時に山を行ふこと自若たり、一年の後、衆情 乃ち寢む。濤

事を行った。そのため、山濤の「啓」した推薦順序の低い意向に従って「顯らかに奏」(公式に上奏)するという人推薦順序を附して皇帝に「啓」し、皇帝が詔により示した年の間、欠員が生ずると数人の候補者を題目や経歴と共に年の間、欠員が生ずると数人の候補者を題目や経歴と共に公啓事と稱す。

『隋書』巻三十五 經籍志四には、「山公啓事 三卷」と著録れに対する皇帝の詔をまとめた書物が、『山公啓事』である山濤は「顯らかに奏」した上奏だけではなく、皇帝への山濤は「顯らかに奏」した上奏だけではなく、皇帝への山濤は「顯らかに奏」した上奏だけではなく、皇帝への出濤は恣意的に人事を行っ

た著述と考えてよい 山濤は、 ていることから、 本来、内密にすべき「啓」をあえて公開したこ 山濤の自著ではなく、 近しい者が まと

感から考察するものである。 および貴族の自律性と国家的身分制である貴族制との距離に 事』の中心となる「啓」を公にした理由を山濤の生き方、 の公開を続けたのであろうか。本稿は、 批判は止んだというが、なぜ山濤は、そこまでして「啓」 とにより誤解を受け、 まで出されている。 その讒言を受けた武帝により、 しかし、 意に介さずに続けたので、 山濤が『山公啓 叱責

山濤と嵆康

その思想性もあってか、 に卒した。山濤を司馬師・昭と準える評価をした宗族に司 姻関係にあった。しかし、父は県令に過ぎず、山濤は司馬氏と同郡の河内郡懐県の出身で、 すぐに官を辞している。 と婚姻関係を持つ嵆康と交友し、 (『世説新語』 馬懿が「小族と戯れ」るような、 政事第三 注引虞預 政事第三 注引虞預 山濤の出仕は遅く、また出仕後も その後、 「音書」 父は県令に過ぎず、 「荘老を好」むとされた 勢力の弱い豪族であった 『晉書』)。しかも、 再び出仕したが、 しかも早く 司馬氏と婚 世説 曹室

> るや。 君 相 爽の事有り、 にも事無からんか」と。 (山醬) 何を慮るか」と。 三日朝せざれば、 夜に起き鑒を聞みて曰く、 太傅の臥するは何の意と知る」と。鑒曰く、 河内從事と爲る。 遂に身を隠し世務と交らず。 濤曰く、 尺一の令を與へ第に歸らし 傳を投げて去る。 石鍳と與に共に傳宿するに、 一世、 一今 何等の時たりて眠 石生は 馬蹄の 間

るが、山濤がその年に出仕(で)打倒した正始十(二四九) 二四八)年のことである。 事クーデタを予感し、 を辞すことにより、 阮籍はその年に司馬懿の従事中郎となり、 みしたと考えてよい。 派の劉放・孫資・衛臻・何曾が辞職するのは翌 政争に巻き込まれることを避けるためになされた。司馬氏 辞職は、 とあるように、 山濤がその年に出仕することはなかった。 曹爽に仕えず司馬氏派を鮮明にするというよりも、 山濤は司馬懿の引退の背景に、 それぞれの旗幟を鮮明にしている。 しかも、 四十三歳の時に、 山濤は、 年の政変の直後に復職してい 劉放ら司馬氏派は 嵆康の危機がある。 司馬氏派の動きを先読 再び官を辞した。 嵆康は中散大夫 曹爽へ (正始九 ちなみに 曹爽を 0 軍

宣穆后と中表の親有り、 是を以て景帝に見ゆ。 書

巻四十三

山濤

傳に、

山濤が再び出仕した背景には、

中郎に轉ず。久之、 秀才に擧げしめ、 帝曰く、 日宮望 仕へんと欲するか」 郎中に除す。 驃騎將軍の王昶が從事 ځ 司隷に命じて

なった。王昶の驃騎将軍就任は、 た山濤は、 出仕して郎中となり、 正元二(二五五)年三月 やがて王昶の従事中郎と 山濤の再出仕は、

とあるように、

景帝

(司馬

師

から太公望呂尚に準えられ

趙國相を拜し、

尚書吏部郎に遷る。

それを遡ることほぼ一年以内と考えられる。 甲戌であり (『三國志』巻四 三少帝紀)、

における最大の事件は、

正元二 (二五五) 年正月乙丑に起

である

この間

曹魏

の意志表示のため絶交書を書き上げた。

「與山巨源絶交書」

きた毌丘儉の乱である(『三國志』巻四 三少帝紀)。 「嵆康は、

毌丘儉の乱と山濤との関係について、

儉を助けんと欲するも、賴にも山濤 聽さず。 顧ふに康を以て慮と爲すのみと。因りて譖るに、。 康 毌丘

臥龍なり、

起たす可からず。

公天下に憂ふるもの無くも、

鍾會は、

べている (『晉書』 卷四十九 嵆康傳)。 嵆康の毌丘儉 ::: と述 の乱

に対する痛烈な批判である

往

四)

所揭渡邉論文)。

関与を止めたこととの係わりの中で検討すべきであろう。 五五)年、 らかの根拠があるとすれば、 一の関与を山濤が止めたというのである。 五十一歳の時となり、 行演の再仕官は その理由は嵆康の乱への 鍾會の讒言に何 Œ 元 ----

魏晉革命が目前に迫ると、

山濤は司馬氏との対立

(二六()) 年、

n

一馬昭が皇帝の曹髦

(高貴郷公

いた嵆康は、 為であった。 持しようとしている嵆康を守ることは、 嵆康に譲ろうとしたのである。皇帝権力からの自律性を保 二(二六一)年、吏部郎に除せられた山濤は、 が高まっていた嵆康に最後の救いの手を差し伸べ 現されていく、 前年にも山濤が自分の推薦を試みたと聞いて 司馬氏への屈従を求める山濤に対して、 あるべき「貴族制」を守る営みに通じる行 『山公啓事』に表 自らの職を 景元 拒絶

る。 と二不可」が述べられ、禅譲革命と王朝の世襲が否定され 奔放な自己主張が見られる、 の虚妄を激しく衝く声となって響く構図があり、 大上正美は、 儒教により魏晉革命を正統化しようとしていた司馬氏 「與山巨源絶交書」には、 とする。そこでは、 自責 0) 「七不堪 声 赤裸々で が 現 実

てい L 康はだからこそ、 たのであろう。 Ш る。 濤は嵆康を守るため、 「香書」 巻四十三山濤傳に、 両者の交友の重みは 山濤を巻き込まないために、 吏部郎 へ推挙しようとした。 嵆康の遺言に表れ 絶交書を著 嵆

林の交を爲し、 Ш 嵆康 呂安と善く、 忘言の契を著す。 後に阮籍 康 後に事に坐し、 に遇ひ、 便ち竹

誅せらるるに臨み、 汝は孤ならず」と。 子の紹に謂ひて曰く、 一巨源 在り、

とある。 山濤は、 **嵆康の遺言に応えるべく時期を待った。**

嵆康の刑死から二十年後、 満を持して子の嵆紹を抜擢する。

『世説新語』政事第三に、 嵆康 誅せられてより後、

之を思ふこと久し。天地四時すら、 書丞と爲す。 紹公に出處を諮る。 山公は康の子の紹を擧げ 公曰く、「君が爲に 猶ほ消息有り。 丽 秘

最も清貴とされた秘書郎であった。武帝司馬炎は、(9) とある。 その上位の秘書丞で嵆紹を起家させた。この間の事情を るに况んや人をや」と。 山濤が当初、推薦した官は、 貴族の起家官として さらに

『世説新語』政事第三注引王隱『晉書』は、 時に紹の父の康法せらるを以て、選官は敢へて擧げず。

と伝える。父の司馬昭による嵆康の誅殺への批判に動 れたのであろうか。 年二十八、山濤 之を用ひんことを啓す。 して、以て秘書丞と爲す。 世祖 (司馬炎) は嵆紹を大抜擢した。 世祖 韶を發 がさ

『山公啓事』はつとに散佚し、 今は 『通典』 や類書など

その韶が下される前に、

山濤が「啓」

した文章、

それらを

解できよう。

根底にある儒教を基準とする人事を行おうとしたことが理

まとめたものが『山公啓事』である。

健介によれば、『山公啓事』 に数十条を残すのみである。 は その輯佚と復原を試みた葭森

甲 りを選ぶべし。 Aは…… (前任者) 遷り、 Α (缺員官職名) (職務内等)……なるものな の缺 當に代は

り 宜しく……(必要な資質)……なる者を得べし。

Z (被推薦者)は、 × (性) にして〇〇 (才) 有り。

という書式を取る。また、久保卓哉によれば、『山公啓事』 以てAを補ふべし。 …… (経歴・実績・期待等) ……なれば、宜しく乙を 爾る可きか否かを審かにせず。

人事である、 八品までに及び、 の人材推挙の範囲は、 ②地方官(外勤)から中央朝廷(内勤)への (1) 一品ないし三品の等級を上昇する昇格 大將軍の第二品から、 通事令史の第

値観ではない点に特徴がある。 観を評価するものが多く、 という。その評語は、 ら内勤へという付帯条件を伴うという三つの傾向を持つ、 移動である、 (3)官品を一品下げる人事の場合には(2)外勤か 正・義・清・徳といった儒教的倫 山濤の好んだとされる老荘的 山濤が貴族の文化的価 値 の 価 理

度において、 『山公啓事』に始めて着目した矢野主税は、 中正官が郷品と共に人物につけた評語である 九品中正 制

『山公啓事』 復原する手段がなかったためである。 州大中正の王濟が、 (『晉書』巻五十六 孫楚傳) という状しか残存せず、 状 の復原 の題目と『晉書』の人物評価は、 のため、 孫楚に与えた「天才英博、 Ш 公啓事』 を利用した。 矢野の取り上げた 次の三例で 亮抜不羣」 史書には、 状を

- (1)(1) 周浚、 果烈有才用。
- **留** 性 果烈 以才理見知
- (2)1 郭奕、 高簡有雅量。 在兵間
- **晉** 少有重名。 山濤称其
- (3)(1) 衛瓘 貞正静
- は任官に際 この (1) (3) **@** して中正から提出された公式の記録たる状であ の三例を論拠にして、 性貞静有名理 矢野は、 山濤の人物

評

と述べ 関する 野氏が予測した通り、 えて書かれたのであり、 った、と主張したのである。 ている。 短評は 「状」から採用した可能性が十分考えられる。 果たしてそうであろうか。 『山公啓事』は中正の 郷里における徳性・ 注 10 所掲葭森論文も、 品行・才能に 大大 をふま 矢

明記しており、 矢野が掲げた三例のうち、 (1)と(3)は、 有 (2)は山濤の評価 0) 前 0) 性 であることを はほぼ 致

> するが、 うか。 濤の人物評価に独自性はない。 と指摘している。葭森のいう「徳性・品行・才能に関中正の郷品とは異なった論理で、九品官制は運用され ていこう。 その基準は、 を何の基準により就けるのか、 短評」とは題目であり、ここが状のままであるならば、 『山公啓事』 「有」 中正官が定めた郷品と状だけであったのだろ の後の「才」 **葭森のいう「徳性・品行・才能に関する** の題目と『晉書』 は異なっている。 という吏部人事を行う際に 同一の官品のどんな官に誰 の人物評価を比較 中村圭 は

性と才

ある。 物評価が同一、 のうち、『管書』に人物評価が記載されるものは十七例で ある。それらのうち、 才」という表記方法による人物評価を残しているも 『山公啓事』の佚文のうち、 もしくはほぼ同 『山公啓事』の題目と『晉書』 題目と称される「 のもの は、 次の一 性 例で 有 0

郭奕 1 8 郭奕、 少有重 高簡 名 有雅量。 山濤称其高簡有雅量 在兵間

阮咸 1 (1) 真 Ш 素寡 高拳 欽 阮 深識清濁 咸典選曰 万物不能移 阮咸貞素寡欲

(18)

認清濁、 万物不能移。 若在官人之職 必絶於

あることが明記されている。 ここではいずれ も、『晉書』 矢野説の如く『晉書』 の人物評価は、 山濤の題目で の人物

す必要はない。 であるならば、 評価の元になったとされる中正の状と山濤の題目とが同 両者が無関係である事例の多さ(十七例中) わざわざこれが山濤の題目であることを記

例 王濟・荀愷・石崇・和嶠・嵆紹・鄧殷・劉訥・鄧選の八 も考えあわせると、(17) 山濤の題目と中正の状とは異なる

人物評価であると言えよう。

物評価の一部分が同一 ることを意味しない。 ただし、それは、 中正の状と山濤の題目とが無関係であ のものは、 のものは、次の七例に及ぶ。(3) の題目と『晉書』 の人

- 衛瓘 (1) 衛瓘、 貞正静
- 周浚 (1) 果毅有才用

(E)

性貞静有名理

(2)

- **(A)** 性果烈、 以才理見知
- 羊祜 爲人体儀正直

(3)

庾純 **(II)** 強正有学義

(a)

経緯文武、

謇謇正直

(4)

- 博学有才義
- 夏侯湛 有盛才而不長治民

こうした性三品説を山濤が踏襲していたことは、

太平

(5)

- **(1)** 幼有盛才
- 装楷 1 通理有才義

(6)

(1) 達練事物

(1)

特精理義

(7)

- 崩れているが、 性がほぼ共通し、才も字句の共有が見られる。 このうち、 荀勗 (1)内容的に性の「正直」が共通している。 は 性に使用される字句が共通する。 達於從政

(3) は、

(2) は、

られる。 は、 共有であろうが、定かではない。 の双方に共通する字句が見える。 『山公啓事』の才の部分が、『晉書』では性と才に分け (5)は、才は共通するが、 性は欠け、 (7)は、才に関する字句の (6)は、性と才

このように、『山公啓事』の題目と中正の状ともされる

九品に分けられ、五品以上が礼の対象とされる。 て明らかにしたように、九品中正制度の思想的な背景る字句が多い。なぜ性の変化が少ないのであろうか。 は性によって規定される。 荀悦の性三品説がある。 「晉書』の人物評価は、 徳行 (性) と才能 別物であるが、性の部分に共通す 九品中正制度の思想的な背景には 人間の本来的なあり方である性は (才 の双方を記入するが 中正官は

御覧 巻二百十六職官部十に、

佳し、太子庶子の崔諒・中郎の陳淮、 乃ち當に能く人を正すべし。議郎の杜黙 山濤啓事に曰く、「人才 既に自づから知り難く、中人 より已下は、 日夜 相接す。 情偽なれば又 難し。 但だ當に己を正すべきのみに非ず、 吏部郎は碎事を以 皆 意正有り。 徳履 亦た

を重視していた。しかし、性は人間の本来的なあり方なのな影響関係にある嵆康も、性三品説に基づき中人への教化 らが正しいだけではなく、人を正し教化できることが必要 である、 とあるように、 『山公啓事』と『晉書』の人物評価の同一の部分が、 う人事では中人以下の者を対象とすることが多いので 教化によって容易に変化させられるものではない。 又 其の次 用ふ可き者有るか不かを審らず」と。 と述べていることより理解できる。山濤と思想的 吏部郎の職務を説明する中で、 吏部郎 性に が扱

す中から生まれた哲学的な議論である。「同」は才と性と 多い理由である。 じる「才性四 った鍾會が『才性四本論』を著している。 また、 性と才との関係については、 人間の道徳的な素質を性として、 本論」は、 「名士」が自らの人物評価を見直 嵆康を刑死に追いや 実用的な才能を 両者の関係を論

> 文学第四・注に と性とが乖離した方向を取るとするのである。『世説新語』 を同一概念の異称とし、 「合」はもともと別物の才と性が合致するとし、 「異」は才と性とを本来別物とする。 離 は才

鍾會 難を畏れ、懷にして敢へて出さず。 見せしめんと欲し、懷中に置き、既に定まるも、 鍾會は、『才性四本論』を嵆康に見せに来たが、 便ち面して急に走る。 四本論を撰し始めて畢はる。 才性の合、 屯騎校尉の王廣は離を論ず。 中書令の李豐は異を論じ、 才性の離を言ふなり。 (注)魏志に曰く、「會才 四本なる者は、 甚だ嵆公をして一 戸外より遙かに 侍郎の鍾 才性の同 尚書の

あり、 共通性を持つことは、 した嵆康の思想的立場が、 していた。 された。「離」を説く王廣も反司馬氏の立場で、 李豐は曹爽派で、曹操の唯才主義を継承し、 注に記される「同」・「合」を説く傅嘏・鍾會は司 論難を恐れ戸外からなげこみ、振り返らなかったという。 とある。 げ、 嘏は同を論じ、 才性の異、 性の同異を論じ世に傳はる。 は合を論じ、 性を重視していた。これに対して、「異」を説いた 嵆康は、 王廣の 山濤が人事で才を重視したことより 性三品説と同様 離 の立場を継承する。そう (2) 司馬氏に誅殺 Щ 濤の思想と 馬氏派で

窺い得る。

吏部尚書に 才主義とは異っていたのである。 とである。 を控え政事に強い意欲を見せていた武帝にも共通する。(※) が行われたという。(空) り賢才を抜擢し、また、山濤の人事の結果、才に (3) 山濤は、羊祜と対立して冀州刺史に出された時 能を基準とし、 だ留意すべきは、 儒教的価値基準を措いて、才だけを尊重する曹操の唯 その賢才発掘は、 魏晉期全体の人物評価の 『山公啓事』 かかる山濤の人材登用の方針は、 あくまでも儒教に基づくも 八物評価の趨勢とは異なるこ(窓)の題目が儒教的な徳目・才 『通典』卷二十三 職官五 才による任 に隠屈 ŊZ. た 0 呉 用 1

て假りに葬ると。異同の議有り、請ふらくは更めて之るに詵は母を喪ひ時に葬らず、遂に居る所の屋後に於詔して「可なり」と。尋いで又 啓して曰く、「訪聞す啓事に曰く、「臣 郄詵を以て温令と爲さんと欲す」と。

を選ばん」

کے

置くべき儒教的価値基準からの逸脱は許さなかったので値基準により人事を運用したが、「孝」という最も根底に状とは異なる、性と才のうち才を重視するという独自の価際しての不孝を理由に白紙撤回している。山濤は、中正のとあるように、山濤は、温令に選んだ郄詵の人事を喪礼に

ある。

三、貴族の自律性

そうであろうか。 討していこう。 踏まえたうえで、 帝への「啓」事を行っていたことはすでに述べた。 官僚体制は皇帝の下に集約される、としている。 構に反映され、 が一次的な推薦権を握ることにより、 所掲葭森論文は、 ること、吏部尚書の山濤が、 ついて、 山公啓事』 皇帝が勝手に官僚を任命することなどなく、 0) 皇帝が任命権を一手に掌握することに 題目と中正の状を共通と考える注 官僚人事に関する皇帝と山濤の関係を検 西晉の官僚人事における中正の優越性に 中正の状と『山公啓事』の題目とは異な 才を重視する独自の基準で皇 郷里の意向は官僚機 果たして それを $\widehat{10}$ 中正 より

新語 山濤が選官に在任した際の人事の失敗例として、 に才を失する無し。 山司徒 前後 選すること、 公の意と異なる。 政事第三は 唯だ陸亮を用ふるは 之を爭へども從はれず。 凡そ題目する所 殆ど百官に周遍し、 是れ詔の用ふる所にして、 皆 其の言の如 亮も亦た尋 舉ぐる 世説

いで賄の爲に敗る

終決定権は皇帝が有しているのである。ただ、葭森はその解する。注(10)所掲葭森論文も認めるように、人事の最の登用を「詔の用ふる所」すなわち、皇帝による挙用と理と、陸亮の登用を挙げる。その際、『世説新語』は、陸亮

人事権の行使が吏部を通して行われることを重視する。

間の

事情を『世説新語』

亮

字は長興、

河内野王の人、太常の陸乂の兄なり。

政事第三注引『晉諸公賛』は、

推している。

葭森が重視するのは、

「啓」である。

たしかに武帝は、賈充の

「啓」を前提として、

陸亮を任

して阮咸を推したことに対して、

質充も

賈充の親待する所と爲る。

山濤

高明にして率至、

て實に懷する所を叙するを得ん」と。充 以て然りと的、自ら以へらく世祖の敬する所と爲ると。選用の事が、自ら以へらく世祖の敬する所と爲ると。選用の事な、自ら以へらく世祖の敬する所と爲ると。選用の事を僕射と爲りて選を領すも、濤の行業 既に充と異なた僕射と爲りて選を領すも、濤の行業 既に充と異な

このとき賈充は尚書令であり、尚書左僕射の山濤が「啓」肘するため、陸亮を吏部郎に送りこもうとしたのである。が行われないことに不満を持った賈充が、山濤の権限を掣と伝える。山濤の才に基づく人事により、自分の思う人事

ゝ。皇帝は、そうして意未で「券手こ」宮尞を玉命するこ自分の意向どおりの「啓」を行う吏部尚書を任命すればよ満で、かつ山濤が辞任しなければ、皇帝は山濤を罷免して、て「啓」していた山濤は辞職している。山濤の「啓」が不命しているが、その結果、陸亮が相応しくないことを重ね命しているが、その結果、陸亮が相応しくないことを重ね

それでは、なぜ山濤は啓事を公開するほど重視し、公開をきなくなるほどの力を持っていたわけではないのである。とは可能であるし、山濤の題目と中正の状とが異なる以上、とは可能であるし、山濤の題目と中正の状とが異なる以上、い。皇帝は、そうした意味で「勝手に」官僚を任命するこい。皇帝は、そうした意味で「勝手に」官僚を任命するこい。皇帝は、そうした意味で「勝手に」官僚を任命するこ

は、「啓」を公開することにより、皇帝権力の延長であるがせている次期外戚で、すでに専権を振るっていた。山濤寛充は、武帝の弟の司馬攸・子の司馬衷の双方に娘を嫁

亮

職に在りて果たして允る能はず、

世祖許さず。

濤

乃ち疾と辭して家に還る。

事に坐して官を

と異ならんとするを以て、

又

其の協情

允らざるを恐

累ねて

啓して

亮は

左丞相と

爲す可く

選官の

才に非

通じて何を目指したのであろうか

爲す。乃ち亮の公忠無私たるを啓す。濤 亮は將に己

あるなら、 て定められた郷品=性ではなく、 接性が強い者に高い爵位が与えられる国家的身分制によっ 次期外戚の賈充の恣意的な人事に対抗したことを明らかに 山濤は外戚の楊氏にも反発して、多く武帝を諷諫し 官僚としての地位は、 貴族の本来的な存立基盤が文化的価値の専有で その職務に示す才を裏打 外戚など皇帝権力との近

あえて公開することにより、貴族に対して、その本来的な 啓事」は、 きである。 ちする儒教を中心とした文化的価値によって定められるべ の自律性を継承する基準により人事を行っていた。 本来、 山濤はこのような、貴族の前身である「名土」 内密に示されたはずの皇帝への「啓」を 山公

才の重視だけを尊重するものなのであろうか。山濤は、 の重視のほか、 人事基準足り得るべきことを示したものである。 それでは山濤により示されたあるべき「貴族制」とは、 差別されていた地域への配慮を公表してい

才

自律性を支える文化的価値の専有によって得られる才こそ、

る

『三国志』巻三十五諸葛亮傳注に、

の亮 達せざると雖も、 尚書僕射の山濤の啓事に曰く、「郿令の諸葛京、 郿を治め自づから復た稱有り。 漢の乱に遇ひて分隔し、父子 蜀に在り、天命に 要ず事ふる所に心を盡くさんと爲す。 臣 以爲へらく、 祖父 宜

> 史に至る」と らかにし、 しく以て東宮舎人に補して、 梁・ 益の論に副ふべしと。 以て人に事ふるの 京は位 廣州刺 理を明

旧蜀臣は寒門のまま止め置かれていたのである。 族制」のあり方を示したのである。 才の有無によって地位が定まるべきという、 なわち州を単位とする郷論に沿うと共に、 亮の孫である諸葛京を抜擢して、 とある。 であるか否かではなく、文化的価値の専有程度に起因する 身分制としての貴族制に昇進を阻まれている寒門が多かっ 司馬昭による爵位の賜与が蜀の平定を契機とするため 旧蜀漢の支配地域である梁州・益州には、 梁州・益州の「論」、 地域差や旧敵国 あるべき「貴 山濤は 国家的 す

九 進の遅れている人物を抜擢している。 職官五に、 地域的偏差だけではない。山濤は、才がありながら、 『藝文類聚』巻四十

げて大臣と爲して、 山濤啓事に曰く、「臣 近ごろ氾源を舉げ太子舍人と爲 源 徳素有りと稱せられるも、 以て後聞の士を慰さめんと欲す」 久しく沈滯す。

がら、 とある。 久しく沈滞していた氾源を抜擢して、 ここで山濤は、 「徳素有り」とその 才を称されな 一後聞の士」

こうして山濤は、爵位により固定化された国家的身分制ではなく、その才に応じた官に就けようとしたのである。貴族制に昇進を阻まれている者たち、すなわち寒門を門地を励ますべきことを指摘している。国家的身分制としての

である貴族制ではなく、

あるべき「貴族制」を求めて吏部

い る。 32 にした。「上品に寒門なく、 人事を行い、 るための努力を「啓」の公開により表現したのである。 なった西晉の貴族制を、 なわち爵位を世襲し得る貴族の家柄によって定まるように の九品中正制度への批判は、 山濤は、 その人事基準を『山公啓事』によって明らか 五等爵と州大中正の制により、 あるべき「貴族制」へと向か 下品に勢族なし」という劉毅 山濤 の死の直後に行われ 品は 資 わせ す 7

王戎は、皇帝権力の延長である外戚や諸王、

その手先

0)

閥的な人事を行った。『晉書』巻四十三 王戎傳に、(二九一~二九七年)として、外戚勢力との妥協の下、門王戎は、吏部尚書(二八三?~二八九年?)、尚書僕射帯びた貴族制のもと、後世共に「竹林の七賢」と称される

ない。

『藝文類聚』巻四十八 吏部郎に、

かかる山濤の努力にも拘らず、

五等爵制により世襲性を

時と與に浮沈し 經てより、 $\widehat{\Xi}$ 人を慕ひ 戎 晉室 方に亂れんとするを以て、 未だ嘗て寒素を進め 時と與に舒卷して、 戸ごとに調し門ごとに選ぶのみ 蹇諤の節無し。 虚名を退けず、 遽伯 典 玉 但だ 選 0) 爲 な

> 説くに至るのである。(34) ちに現在の貴族制では用いられないので諦めるように、 ない。こうした中で、 ての貴族制のもとで、 従って人事を行った。 って抜擢することはなく、 とあるように、王戎は、 貴族を後天的な学問によって身につけ得る「才」 貴族の自律性を守ろうとする姿勢は 王戎の人事には、 王沈は、 山濤が行った吏部人事とは対照的 五等爵に守られた門地・家柄に 『釈時論』を著し、 国家的身分制とし 寒門た

である 持たない王戎・王衍の表面的な自律性とは似て非なるもの 籍・嵆康・ り遊離していく。ともに「竹林の七賢」と括られるが、 委ねる表面的な「自律」性を求めて隠逸を気取り、 ていなかった。そうした中で、 寒門に権力を奪われ、 かれらの共通性は、 山濤の権力からの自律性と、 貴族としての精神的な自律性を有し 老荘の尊重と人物評価にしか 政治から遊離し そうした緊迫感を 酒に身を 政治よ 阮

某人に才有り』と。得ざる者も甘心して怨むこと無し」輩、蘊 状を連ね宰録を呈して曰く、『某人に地有り、王蘊別傳に曰く、「……一官 缺くるや、求むる者 十

とあるように、 東晋の吏部郎である王蘊は、 地と才により

は気の清濁によって定まり、気の清濁は門地によるとする 人物を評価したという。梁の皇侃の性三品説は、 <u>19</u> 所掲渡邉論文)。 かかる性三品説が登場する社会 性の善悪

おわりに

背景にある。 (35)

籍・嵆康・山濤と王戎とを共に「七賢」として括る行為の

かかる東晋における貴族制の展開については、

背景としての貴族制の展開が、

表面的な類似性により阮

稿を改めて論ずることにしたい。

書かれた。 制に対して、 世に示すため、山濤が公開した記録である。『山公啓事』は、 的身分制としての貴族制に対して、貴族としての自律性 戚に対して、自律性を持ったあるべき「貴族制」の理想を 五等爵と九品中正制度により皇帝によって定められる貴族 く人事記録を当時の貴族に、そして後世に公開するために 『山公啓事』は、 山濤は あるべき貴族としての文化的価値基準に基づ 皇帝権力や皇帝により形成された国家 皇帝権力およびその延長権力である外 を

> 1) 山濤の年譜を作成した久保卓哉 一竹林七賢山濤の 山公

注

更部尚書を中心にという官歴を重ねた、という。 八年)によれば、山濤は、 啓事』」(『福山大学人間科学研究センター紀要』三、 司徒が束ねる人事系統、 とくに

(2) 西醤に成立する貴族が、家柄による世襲性よりも、 皇帝

会と文化』一八、二〇〇三年、『三國政權の構造と「名士」』 権力に対する自律性をその特徴とすることは、 |所有と文化---中国貴族制研究への一視角」(『中国-社 渡邉義浩

る五等爵制と貴族制の成立」(『史学雑誌』 一一六一三、二 たものを貴族制と理解することは、 等爵の賜与を通じて、貴族を国家的身分制として序列化し 汲古書院、二〇〇四年に所収)を参照。 渡邉義浩「西晉におけ また、司馬昭が五

○○七年)を参照。

(3)『晉書』巻三十一 后妃傳上によれば、司馬懿の妻である 司馬氏の姻族には、それに相応しい爵位が附与されたこと 張春華の母は、山濤の「従祖姑」である。西晉の成立後、 渡邉義浩「西晉司馬氏婚姻考」(『東洋研究』一六一、

二〇〇六年)を参照

(5) 太傅の司馬懿が曹爽の専制に対して引退したのは正始八 4) 嵆康が司馬氏の手先である鍾會に告発されて、やがて刑 学会報』七、二〇〇六年) 死することは、渡邉義浩「嵆康の歴史的位置」(『六朝学術 を参照。

表現者として示したのである。

(二四七) 年、 山濤は太康四(二八三)年に七十九歳で卒す

- 四十三歳の時である。 るため(『簹書』巻四十三 山濤傳)、河内從事を辞したのは
- 誌。四六、二〇〇七年)を参照。
 浩「司馬氏の臺頭と西晉の建国」(『大東文化大学漢学会治「司馬懿が曹爽を打倒した正始の政変については、渡邉義
- 四十七歳、方鵬程『三国両晉人物小伝年表』下冊(台湾商は、山濤の再仕官を嘉平六(正元元、二五四)年で五十歳、(7)何啓民『竹林七賢研究』(台湾商務印書館、一九六六年)

務印書館、一九八一年)は、四十八歳から五十一歳までと

- 創文社、二〇〇〇年に所収)。 (漢文学会会報)』四七、一九八九年、『阮籍と嵆康の文学』(名)大上正美「絶交書二首に見る表現の位相」(『中国文化
- 九五六年)を参照。 定『九品官人法の研究――科挙前史』(東洋史研究会、一定『九品官人法の研究――科挙前史』(東洋史研究会、一) 秘書郎が起家官として「清貴」であったことは、宮崎市
- 八七年)。(『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九(『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九(10) 葭森健介「『山公啓事』の研究――西晉初期の吏部選用」

二字 一。

(12) 矢野主税「状の研究」(『史学雑誌』七六一二、一九六七記念 東アジア文化論叢』汲古書院、一九九一年)。

- (3) (1) 『北堂書鈔』巻六十二、『晉書』巻六十一。 (3) 『通典』巻十四、『晉書』巻六十一。 (3) 『通典』巻十四、『晉書』三二、。
- 方法を取ることについては、注(10)所掲葭森論文を参照。とまた引きするが、『北堂書鈔』巻六十二 設官部 御史中丞とまた引きするが、『北堂書鈔』巻六十二 設官部 御史中丞とまた引きするが、『北堂書鈔』巻六十二 設官部 御史中丞
- (16) 郭奕は注(13)に前掲。阮咸『世説新語』賞誉篇、『晉書』賞族制社会の研究』前掲)。

卷四十九。

(15) 中村圭璽「初期九品官制における人事について」(『中国

- 十四、『晉書』巻三十九。石崇『北堂書鈔』巻六十五、『晉書』(17)王濟『通典』巻十四、『晉書』巻四十二。荀愷『通典』巻
- 『晉書』巻六十九。鄒選『北堂書鈔』巻六十二、『晉書』巻巻六十八、『晉書』巻九十。劉訥『太平御覧』巻二百十五、『世説新語』政事篇注、『晉書』巻八十九。鄧殷『北堂書鈔』巻三十三。和嶠『通典』二十六、『晉書』巻四十五。嵆紹巻三十三。和嶠『通典』二十六、『晉書』巻四十五。嵆紹
- (18) (1·2)(は注 (13) に前掲。(3) 『北堂書鈔』巻五十九、『晉書』巻三十四。(4) 『通典』巻十四、『晉書』巻五十五。(6) 『太平御覧』巻平御覧』巻三十九、『晉書』巻三十九。(6) 『太平御覧』巻三十九。(6) 『太平御覧』巻三十九。(6) 『太平御覧』巻三十九。

(19)渡邉義浩「九品中正制度と性三品説」(『三國志研究』 |

100六年)。

- 事は吉ならざる無し」と述べており、その人間観が性三品はば、則ち言は是ならざる無く、情に觸れて行はば、則ち言(20) 啓康は「釈私論」で、「若し中人の性を資し、在用の質を(20) 啓康は「釈私論」で、「若し中人の性を資し、在用の質を
- 氏の『魏晉才性論的政治意義』を駁す」(『名古屋大学文学(21)岡村繁「『才性四本論』の性格と成立――あわせて唐長孺説に基づいていることが分かる。
- 一九五六年)は、「明膽論」より啓康を雛毘派と捉えている。(2)高田淳「嵆康の「離」の立場」(『大倉山学院紀要』一、

部研究論集』二八 文学一〇、一九六二年)。

- と三十餘人、皆 名を當時に顯はす」とある。(23)『晉書』巻四十三 山濤傳に、「冀州の俗 薄くして、相 推(五六年)は、「明膽論」より嵆康を離異派と捉えている。
- できよう。 (24)『嗇書』巻四十三 山濤傳に高く評価されていたことを理解する山濤の人事が、貴族に高く評価されていたことを理解を周徧し、而して並びに其の才を得」とある。「才」を重視を周徧し、而して並びに其の才を得」とある。「才」を重視
- は、久保卓哉「魏晉における人物批評」(『宇部工業専門学(26)『世説新語』の人物評価が、世俗の超越に価値を置くこと卑賤を遺さざれば、天下 便ち化す』と」とある。卑賤を遺さざれば、天下 便ち化す』と」とある。

- (27) 曹操の唯才主義については、渡邉義浩「三國時代におけー校研究報告』二八、一九八二年)などを参照。
- 土」』前掲に所収)で言及している。 洋史研究』五四―三、一九九五年、『三國政權の構造と「名 る『文學』の宣揚――六朝貴族制形成史の視点から」(『東
- 度における『孝』」(『大東文化大学漢学会誌』四一、二〇〇を理由としていたことについては、渡邉義浩「九品中正制

(28) 九品中正制度における貶議が喪礼を中心とする「不孝」

- 闍制と皇位継承問題」(『漢学会誌』四四、二○○五年)を29) 賈充と西晉初期の政局については、渡邉義浩「杜預の諒二年、『三國政權の構造と「名士」』前掲に所収)を参照。
- 悟ると雖も而るに改むる能はず」とある。なお、「才」を重の專權に値ひ、楊氏に任ずるを欲せず、多く諷諫有り。帝(3)『晉書』巻四十三 山濤傳に、「濤 朝に中立す。晩に后黨参照。
- (31) 西晉における旧蜀臣が、三品を最高官とする低位に置かためである。 にいるのは、この語が讒言を受けて出されているよう述べているのは、この語が讒言を受けて出されている

視する人事を行っていた山濤に、武帝が「才」に配慮する

32)『資治通鑑』巻八十一 晉紀三は、尚書左僕射劉毅の九品(『土浦短期大学紀要』九、一九八一年)を参照。動向――巴蜀地方に於ける譙周グループを中心として」動たことは、中林史朗「後漢末・晉初に於ける地方学者のれたことは、中林史朗「後漢末・晉初に於ける地方学者の

中正制度批判を、山濤の死の翌年、太康五(二八〇)年の

豆 翼 (27)

正月に繋年している。

(3) 葭森健介「西晋における吏部官僚――西晋期における政 一九九九年)。 治動向と吏部人事」(『名古屋大学東洋史研究報告』二三、

(3) 福原啓郎「「釈時論」の世界」(『京都外国語大学研究論叢

七一、二〇〇八年)。

ア』三七、一九五九年)を参照。

(35)「竹林の七賢」が東晉に成立した伝説に過ぎないことは、 福井文雅「竹林七賢についての一試論」(『フィロソフィ

(大東文化大学)